



預金保険について

バークレイズ・バンク・ピーエルシー(バークレイズ銀行)東京支店の預金は、預金保険法第 53 条に規定する保険金の支払い及び英国本国の預金保険制度の対象ではありません。また、バークレイズ銀行(本店英国ロンドン)が破綻した場合において、預金等の払出しがある場合であっても、当該払出しが迅速に行われな
いことがあります。

バークレイズ銀行東京支店の支払能力の最終的な源泉はバークレイズ銀行全体であり、バークレイズ銀行全体の健全性についてはバークレイズ銀行を所管する英国当局が監督しています。

なお、かかる預金保険制度の内容については今後変更される可能性がありますので、ご留意下さい。